

都市農業活性化支援事業費補助金交付要綱

	27 産労農振第 1831 号
	平成 28 年 4 月 1 日
一部改正	28 産労農振第 1959 号
	平成 29 年 3 月 6 日
一部改正	29 産労農振第 1753 号
	平成 30 年 4 月 1 日
一部改正	30 産労農振第 2449 号
	平成 31 年 4 月 1 日

第 1 趣旨

東京都は、都市農業活性化支援事業実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付 27 産労農振第 1824 号。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第 2 補助対象事業及び補助率等

- 1 補助金の交付の対象となる事業実施主体、受益者及び事業目的ごとの補助対象施設、補助率及び上限（下限）事業費については、別表 1 に定めるとおりとする。
- 2 補助額は、1 の規定により、算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第 3 暴力団の排除

補助金の交付を受けようとする者（以下「事業実施主体及び受益者」という。）が、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）又は暴力団（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）に該当する場合は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

なお、事業実施主体及び受益者が法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等についても、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

第 4 補助金の交付申請

- 1 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記様式第 1 号）を知事に提出しなければならない。
- 2 申請者は、1 の規定による申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。
- 3 区市町以外の申請者が 1 の規定による申請書を提出するに当たっては、申請書とともに誓約書（別記様式第 1 号の 2）を提出しなければならない。

第5 補助金の交付決定

- 1 知事は、第4の申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、別記様式第2号により申請者に通知する。
- 2 1の場合において、知事は適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項につき修正を加え、又は条件を付することができる。

第6 申請の撤回

第5の1の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

第7 事情変更による決定の取消し等

知事は、交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

第8 申請事項の変更

- 1 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（別記様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 事業実施主体の変更
 - (2) 事業費又は事業量の3割を超える変更
 - (3) 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用
 - (4) その他知事が特に必要と認めたとき。
- 2 知事は、1の申請があった場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。

第9 事業の中止又は廃止

- 1 補助事業者が補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、都市農業活性化支援事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、1の申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認められる場合は、事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

第10 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（別記様式第5号）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

第11 実施状況報告書の提出

- 1 補助事業者は、第5の補助金の交付決定を受けた場合、その交付決定を受けた日が属する四半期以降、各四半期の末日時点の事業実施状況報告書（別記様式第6号）を作成し、当該四半期の翌月の15日までに知事に報告しなければならない。ただし、第13の実績報告書を提出する日が属する四半期末時点の報告については、実績報告書をもって本報告に代えることができるものとし、また、実績報告書を提出した以降においては、本報告は要しない。
- 2 1の規定は、第8の変更の承認を受けた場合においても同様とする。
- 3 1及び2に定めるもののほか、知事は、特に必要と認められる書類等を補助事業者から提出させることができる。

第 12 遂行命令等

- 1 知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- 2 知事は、補助事業者が 1 の命令に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

第 13 実績報告

- 1 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した実績報告書（別記様式第 7 号）を速やかに知事に提出しなければならない。事業を廃止した場合も同様とする。
- 2 第 4 の 2 のただし書により交付の申請をした申請者は、1 の実績報告書を提出するに当たって、第 4 の 2 のただし書に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第 4 の 2 のただし書により交付の申請をした申請者は、1 の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 8 号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令（別記様式第 9 号）を受けてこれを返還しなければならない。

第 14 額の確定

知事は、第 13 の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第 10 号により当該補助事業者に通知する。

第 15 是正措置

- 1 知事は、第 14 の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置を命ずる。
- 2 第 13 の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。

第 16 補助金の支払及び請求

- 1 知事は、第 14 の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費について、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、1 の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、別記様式第 11 号による補助金請求書（概算払による場合は、別記様式第 12 号）を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助金の概算払を受けた場合において、第 14 の規定による補助金の額の確定通知を受領したときは、概算払精算書（別記様式第 13 号）を知事に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

第 17 決定の取消し

- 1 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等

- を含む。)が、暴力団等に該当するに至ったとき。
- (4) 補助事業に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。
- (5) その他補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 1の規定は第14の規定により、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第18 補助金の返還

- 1 知事は、第7又は第17の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- 2 知事は、第14の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

第19 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第17の規定によりこの交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 2 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

第20 違約加算金の計算

- 1 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における第19の1の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- 2 第19の1の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第21 延滞金の計算

第19の2の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第22 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができるものとする。

第 23 財産処分の制限

- 1 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助交付の目的に従って効率的運営を図らなければならない。
- 2 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産で、財産処分制限期間（法定耐用年数）を経過しない場合においては、財産管理台帳（別記様式第 14 号）及びその他関係書類を、当該期間が経過するまで管理保管しなければならない。
- 3 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、東京都補助金等交付規則第 24 条に基づき、別記様式第 15 号により知事に申請し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 3において、補助金等交付施設の財産処分承認基準（平成 23 年 6 月 1 日付 23 財主財第 38 号）に基づき、承認事務を行うこととする。

第 24 帳簿及び関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該補助事業完了の日の属する会計年度終了後 5 年間保管しなければならない。

第 25 その他

補助事業者は、間接補助事業者に対し間接補助金を交付するときは、知事が補助金の交付について付した条件に準ずる条件を付さなければならない。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

事業実施主体、受益者及び事業目的ごとの補助対象施設、補助率及び上限（下限）事業費

事業実施主体	受益者	事業目的	補助対象施設等	補助率	上限(下限)事業費
3戸以上の農業者で構成する営農集団、特認経営体及び法人	認定農業者	1 標準型 施設整備等により経営力強化を図ろうとする取組	1 パイプハウス等生産施設 2 流通・販売施設 3 農畜産物加工施設 4 畜舎及び畜産関連施設 5 栽培関連施設 6 その他経営力強化に必要な施設 7 農畜産業用機械 8 上記1から6までと併せて整備する簡易な基盤整備	補助対象事業費の2分の1以内 補助対象施設等の1から5は、補助対象事業費の3分の2以内 補助対象施設等の6から8は、補助対象事業費の2分の1以内	1 上限事業費は100,000千円とする。 2 下限事業費は5,000千円とする。 ただし、特認経営体については最低事業費を2,000千円とする。
		2 経営規模拡大支援型 次の要件を全て満たして経営力強化を図ろうとする取組 (1) 原則として、事業実施前年度又は実施年度内に市街化区域内で農地の貸借等による経営規模拡大又は生産緑地の追加指定を行うこと。 (2) 原則として、(1)を行う農地において、施設整備等を行うこと。			
		3 東京2020支援型 東京2020オリンピック・パラリンピックに向け、6月から8月の間に農畜産物等を（事業効果により）事業実施前より増量させて出荷（ただし、7月15日から8月15日の間に少なくとも1回以上は出荷）するために必要な施設整備等を行い、経営力強化を図ろうとする取組			
		4 東京都指定新技術導入支援型 東京都が別表2で指定する新技術を導入して経営の強化を図ろうとする取組	補助対象施設等の上記1から8まで 9 果樹苗 10 果樹の改植に必要な圃場整備	補助対象施設等の1から5、9、10は、補助対象事業費の3分の2以内 補助対象施設等の6から8は、補助対象事業費の2分の1以内	
		5 女性活躍支援型 農畜産物の加工販売に必要な施設整備等により女性の活躍を図ろうとする取組	農畜産物の加工販売に必要な補助対象施設等の上記2、3及び6から8まで	補助対象事業費の3分の2以内	
区市町及び農業協同組合（連合会を含む。）		6 地域農業等活性化支援型 地域農業の活性化を図ろうとする取組	11 共同直売所及び共同出荷場等の共同利用施設 12 共同利用農畜産業用機械 13 上記11と併せて整備する附帯施設及び簡易な基盤整備	補助対象事業費の2分の1以内	
			14 防災兼用共同利用施設 15 上記14と併せて整備する附帯施設及び簡易な基盤整備	補助対象事業費の3分の2以内	

別表 2

東京都指定新技術

1 ナシのジョイント栽培	2 ナシの根域制限栽培	3 ブドウの根域制限栽培
4 トマトの東京型統合環境制御生産システム（以下「東京フューチャーアグリシステム」という。）		
5 キュウリの東京フューチャーアグリシステム		

東京都知事 殿

住所（区市町長は除く。）
区 市 町 長
農業協同組合長
事業実施主体の代表者
氏名 印

年度都市農業活性化支援事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、都市農業活性化支援事業費補助金交付要綱第4の1の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業の目的
（事業の効果）

2 施設整備事業計画（実績）

事業実施主体	事業の内容等		工期		経費の配分					備考 (設置場所)
	事業の内容 (都市農業活性化支援事業費補助金交付要綱別表の「事業目的」及び「補助対象施設等」の区分による)	事業量	着工 (予定) 年月日	竣工 (予定) 年月日	総事業費	補助金額算定の基礎となる 事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			
							都 (A)	区市町 (B)	その他 (C)	
	1 標準型	1～8の補助対象施設等			円	円	円	円	円	
	2 経営規模拡大支援型	6～8の補助対象施設等								
	3 東京2020支援型	6～8の補助対象施設等								
	4 東京都指定新技術導入支援型	6～8の補助対象施設等								
	6 地域農業等活性化支援型	11～13の補助対象施設等								
	2 経営規模拡大支援型	1～5の補助対象施設等								
	3 東京2020支援型	1～5の補助対象施設等								
	4 東京都指定新技術導入支援型	1～5、9及び10の補助対象施設等								
	5 女性活躍支援型	農畜産物の加工販売に必要な2、3、6～8の補助対象施設等								
	6 地域農業等活性化支援型	14及び15の補助対象施設等								
合 計										

(注) 1 工期の欄には、交付申請書にあっては着工及び竣工予定年月日を、実績報告書にあっては実際の着工及び竣工年月日を明記すること。

2 不要な行は、適宜削除すること。

3 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
都 補 助 金	円	円	円	円	
区 市 町 等 費					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
都 市 農 業 活 性 化 支 援 事 業 費	円	円	円	円	
計					

4 事業完了(予定)年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 区市町の補助金の交付に関する規程（実績報告にあつては、規程に変更のあった場合のみ添付）
- (2) 実施設計書（実績報告にあつては、出来高設計書、領収書、財産管理台帳、写真、施設及び機械の管理運営規約）

誓約書

東京都知事 殿

都市農業活性化支援事業費補助金交付要綱第4の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第17の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱18の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

印

- * 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。
 - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・ 暴力団員を雇用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

〔 区 市 町 名
農業協同組合名
事業実施主体名 〕

年 月 日付 第 号で補助金の交付申請のあった 年度都市農業活性化支援事業（以下「補助事業」という。）については、申請の内容を審査したところ適当と認められるので、下記により 年度補助金を交付する。

年 月 日

東京都知事 氏 名 印

記

第1 交付金額 金 円

第2 補助事業の内容等
補助事業の内容等は、年 月 日付 第 号による申請書のとおりとする。

第3 補助率等
補助事業に要する経費、補助金額及び補助率は、次のとおりとする。

事業の内容 (都市農業活性化支援事業費補助金交付要綱別表の「事業目的」及び「補助対象施設等」の区分による)		経 費 (円)	補助金額 (円)	補助率
1 標準型	1～8の補助対象施設等			経費の 2分の1以内
2 経営規模拡大支援型	6～8の補助対象施設等			
3 東京2020支援型	6～8の補助対象施設等			
4 東京都指定新技術導入支援型	6～8の補助対象施設等			
6 地域農業等活性化支援型	11～13の補助対象施設等			
2 経営規模拡大支援型	1～5の補助対象施設等			経費の 3分の2以内
3 東京2020支援型	1～5の補助対象施設等			
4 東京都指定新技術導入支援型	1～5、9及び10の補助対象施設等			
5 女性活躍支援型	農畜産物の加工販売に必要な2、3、6～8の補助対象施設等			
6 地域農業等活性化支援型	14及び15の補助対象施設等			
合 計				

(注) 不要な行は、適宜削除する。

第4 申請の撤回

申請者は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議のあるときは、当該通知書受領

日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

第5 事情変更による決定の取消し等

知事は、この交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくは、これに付した条件を変更することがある。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

第6 申請事項の変更

- 1 (以下「補助事業者」という。)は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ事業変更承認申請書(都市農業活性化支援事業費補助金交付要綱(平成28年4月1日付27産労農振第1831号。以下「交付要綱」という。)別記様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 事業実施主体の変更
 - (2) 事業費又は事業量の3割を超える変更
 - (3) 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用
 - (4) その他、知事が特に必要と認めたとき
- 2 知事は、1の申請があった場合において、その申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。

第7 事業の中止又は廃止

- 1 補助事業者が補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、都市農業活性化支援事業中止(廃止)承認申請書(交付要綱別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、1の申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認める場合は、事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

第8 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書(交付要綱別記様式第5号)を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

第9 事業実施状況報告

- 1 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた場合、その交付決定を受けた日が属する四半期以降、各四半期の末日時点の事業実施状況報告書(交付要綱別記様式第6号)を作成し、当該四半期の翌月の15日までに知事に報告しなければならない。ただし、実績報告書(交付要綱別記様式第7号)を提出する日が属する四半期末時点の報告については、実績報告書をもって本報告に代えることができるものとし、また、実績報告書を提出した以降においては、本報告は要しない。
- 2 1の規定は、上記第6の2の変更の承認を受けた場合においても同様とする。
- 3 1及び2に定めるもののほか、知事は、特に必要と認められる書類等を補助事業者から提出させることができる。

第10 遂行命令等

- 1 知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの交付決定の内容、又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- 2 知事は、補助事業者が、1の命令に違反したときは、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

第11 実績報告

- 1 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合で、都の会計年度が終了したときは、実績報告書(交付要綱別記様式第7号)を知事に提出しなければならない。事業を廃止した場合も同様とする。

- 2 交付要綱第4の2のただし書により交付の申請をした申請者は、1の実績報告書を提出するに当たって、第4の2のただし書に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 交付要綱第4の2のただし書により交付の申請をした申請者は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を交付要綱別記様式第8号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第12 補助金の額の確定

知事は、第11の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が、この交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

第13 是正のための措置

- 1 知事は、第12の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとることを命ずることができる。
- 2 第11の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。

第14 補助金の支払及び請求

- 1 知事は、第12の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費について、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の請求をしようとするときは、交付要綱別記様式第11号による補助金請求書（概算払による場合は、交付要綱別記様式第12号による補助金概算払請求書）を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者が概算払により補助金を受領したときは、当該概算払を受けた補助金の額に、これに対応する補助事業者負担を加え、遅滞なく間接補助事業者に支出しなければならない。
- 4 補助事業者は、補助金の概算払を受けた場合において、第12の規定による補助金の額の確定通知を受領したときは、概算払精算書（交付要綱別記様式第13号）を知事に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

第15 決定の取消し

- 1 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他、不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。
 - (4) 補助事業に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。
 - (5) その他補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件、その他法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は第12の規定により、交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

第16 補助金の返還

- 1 知事は、第5又は第15の規定により、この交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- 2 知事は、第12の規定により、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

第17 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第15の規定により、この交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から、納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を都に納付しなければならない。
- 2 知事が補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を都に納付しなければならない。

第18 違約加算金の計算

- 1 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における第17の1の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれ受領の日において受領したものとする。
- 2 第17の1の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第19 延滞金の計算

第17の2の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第20 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

第21 財産処分の制限等

- 1 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助交付の目的に従って効率的運営を図らなければならない。
- 2 実施主体は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産で、処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（交付要綱別記様式第14号）及びその他関係書類を処分制限期間を経過するまで管理保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）第24条に基づき、交付要綱別記様式第15号により知事に申請し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 3において、補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成23年6月1日付23財主財第38号）に基づき、承認事務を行うこととする。

第22 関係書類帳簿の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業完了の日の属する会計年度終了後5年間保管しなければならない。

第23 その他

補助事業者は、間接補助事業者に対し、間接補助金を交付するときは知事が補助金の交付について付した条件に準ずる条件を付さなければならない。

東京都知事 殿

住所（区市町長は除く。）
区 市 町 長
農業協同組合長
事業実施主体の代表者
氏名 印

年度都市農業活性化支援事業変更承認申請書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった 年度都市農業活性化支援事業について、同事業費補助金交付要綱第8の1の規定に基づき、下記のとおり計画を変更したいので、その承認及び補助金 円の変更交付を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（別記様式第1号の「記」に準じ、変更部分について二段書きで、変更前を上段に（ ）書きにする。）

東京都知事 殿

住所（区市町長は除く。）
区 市 町 長
農業協同組合長
事業実施主体の代表者
氏名 印

年度都市農業活性化支援事業中止（廃止）承認申請書

年において都市農業活性化支援事業費補助金交付要綱第9の規定に基づき、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので承認されたく申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 補助事業の当初からの経過及び現状

東京都知事 殿

住所（区市町長は除く。）
区 市 町 長
農業協同組合長
事業実施主体の代表者
氏名 印

年度都市農業活性化支援事業事故報告書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、都市農業活性化支援事業費補助金交付要綱第10の規定に基づき、下記のとおり事故報告します。

記

- 1 事故の内容
- 2 事故発生前における補助事業の状況
別紙のとおり
- 3 今後の対応

別記様式第6号（第11関係）

（番 号）
年 月 日

東京都知事 殿

住所（区市町長は除く。）
区 市 町 長
農業協同組合長
事業実施主体の代表者
氏名 印

年度都市農業活性化支援事業実施状況報告書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、都市農業活性化支援事業費補助金交付要綱第11の1の規定に基づき、年 月末現在（第 四半期）の事業実施状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 実施状況
別紙のとおり
- 2 事業完了予定年月日
年 月 日

別紙

事業の内容 (都市農業活性化支援事業費補助金交付要綱別表の「事業目的」及び「補助対象施設等」の区分による)		交付決定時 事業計画		月 日末現在 (第 四半期) 執行率			3月末日予定	
		事業量	事業費	事業量	事業費	進捗率	事業量	事業費
1 標準型	1～8の補助対象施設等		円		円	%		円
2 経営規模拡大支援型	6～8の補助対象施設等							
3 東京2020支援型	6～8の補助対象施設等							
4 東京都指定新技術導入支援型	6～8の補助対象施設等							
6 地域農業等活性化支援型	11～13の補助対象施設等							
2 経営規模拡大支援型	1～5の補助対象施設等							
3 東京2020支援型	1～5の補助対象施設等							
4 東京都指定新技術導入支援型	1～5、9及び10の補助対象施設等							
5 女性活躍支援型	農畜産物の加工販売に必要な2、3、6～8の補助対象施設等							
6 地域農業等活性化支援型	14及び15の補助対象施設等							
合 計								

別記様式第7号（第13関係）

（番 年 月 日 号）

東京都知事 殿

住所（区市町長は除く。）
区 市 町 長
農 業 協 同 組 合 長
事業実施主体の代表者
氏名 印

年度都市農業活性化支援事業実績報告書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、下記のとおり事業を実施したので、都市農業活性化支援事業費補助金交付要綱第13の1の規定に基づき、その実績を報告します。

記

（記以下については、別記様式第1号の「記」に準じ、変更のある場合、変更部分について二段書きで、変更前を上段に（ ）書きにする。）

東京都知事 殿

住所（区市町長は除く。）
区 市 町 長
農業協同組合長
事業実施主体の代表者
氏名 印

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付の決定の通知のあった 年度都市農業
活性化支援事業費補助金について、都市農業活性化支援事業費補助金交付要綱第13の3の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 都市農業活性化支援事業費補助金の額の確定額
(年 月 日付 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 | 金 | 円 |
| 5 添付書類
内訳がわかるもの等 | | |

別記様式第9号（第13関係）

（番 号）
年 月 日

〔 区 市 町 長
農業協同組合長
事業実施主体の代表者 〕 殿

東京都知事

印

年度都市農業活性化支援事業費補助金に係る消費税等相当額の返還について

年 月 日付 第 号をもって報告のあったこのことについては、都市農業活性化支援事業費補助金交付要綱第13の3の規定に基づき、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額に係る東京都補助金相当金 円の返還を命ずる。

なお、返還期限は、この通知の日から 日以内とする。

〔 区 市 町 名
農業協同組合名
事業実施主体名 〕

年度都市農業活性化支援事業費補助金の額の確定について

年 月 日付 第 号をもって交付決定した 年度都市農業活性化支援事業に
対する補助金については、年 月 日付 第 号をもって提出された実績報告書を審査し
た結果、都市農業活性化支援事業の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認められる
ので、その額を 円に確定する。

年 月 日

東京都知事

印

東京都知事 殿

住所（区市町長は除く。）
区 市 町 長
農 業 協 同 組 合 長
事業実施主体の代表者
氏名 印

年度都市農業活性化支援事業費補助金請求書

年 月 日付 第 号をもって補助金の額の確定の通知のあった 年度都市農業活性化支援事業費補助金について、都市農業活性化支援事業費補助金交付要綱第16の2の規定に基づき、下記金額を請求します。

記

1 請求額

_____ 円

2 内訳

事業の内容 (都市農業活性化支援事業費補助金交付要綱別表の「事業目的」及び「補助対象施設等」の区分による)		補 助 金	備 考
1 標準型	1～8の補助対象施設等	円	
2 経営規模拡大支援型	6～8の補助対象施設等		
3 東京2020支援型	6～8の補助対象施設等		
4 東京都指定新技術導入支援型	6～8の補助対象施設等		
6 地域農業等活性化支援型	11～13の補助対象施設等		
2 経営規模拡大支援型	1～5の補助対象施設等	円	
3 東京2020支援型	1～5の補助対象施設等		
4 東京都指定新技術導入支援型	1～5、9及び10の補助対象施設等		
5 女性活躍支援型	農畜産物の加工販売に必要な2、3、6～8の補助対象施設等		
6 地域農業等活性化支援型	14及び15の補助対象施設等		
合 計			

(注) 不要な行は、適宜削除する。

東京都知事 殿

住所（区市町長は除く。）
区 市 町 長
農 業 協 同 組 合 長
事業実施主体の代表者
氏名 印

年度都市農業活性化支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記補助金について、都市農業活性化支援事業費補助金交付要綱第16の2の規定に基づき、下記により、概算払による交付を請求します。

記

1 請求額
_____ 円

2 概算払による請求理由

3 内訳
別紙のとおり

東京都知事 殿

住所（区市町長は除く。）
区 市 町 長
農業協同組合長
事業実施主体の代表者
氏名 印

年度都市農業活性化支援事業費補助金概算払精算書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記補助金について、
都市農業活性化支援事業費補助金交付要綱第16の3の規定に基づき、下記により精算します。

記

概算払高	支払高	戻入高	繰越高	備考
円	円	円	円	

財産管理台帳

区市町名

事業実施年度					事業実施主体名				事業名	都市農業活性化支援事業							
事業の内容					工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要			
事業の内容 (都市農業活性化支援事業費補助金交付要綱別表の「事業目的」及び「補助対象施設等」の区分による)				工種・ 構造 施設 区分	施行箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分			耐用 年数		処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容
		都補助金	区市町費							実施 主体費							
1 標準型	1～8の補助対象施設等																
2 経営規模拡大支援型	6～8の補助対象施設等																
3 東京2020支援型	6～8の補助対象施設等																
4 東京都指定新技術導入支援型	6～8の補助対象施設等																
6 地域農業等活性化支援型	11～13の補助対象施設等																
2 経営規模拡大支援型	1～5の補助対象施設等																
3 東京2020支援型	1～5の補助対象施設等																
4 東京都指定新技術導入支援型	1～5、9及び10の補助対象施設等																
5 女性活躍支援型	農畜産物の加工販売に必要な2、3、6～8の補助対象施設等																
6 地域農業等活性化支援型	14及び15の補助対象施設等																
合 計																	

注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡・交換・貸付け・担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先・交換先・貸付先・抵当権等の設定権者の名称又は補給金返還額を記入すること。

東京都知事 殿

住所（区市町長は除く）
区 市 町 長
農業協同組合長
事業実施主体の代表者
氏名 印

年度都市農業活性化支援事業により取得した財産の処分承認申請書

年度都市農業活性化支援事業により取得した（又は効用の増加した）財産について、都市農業活性化支援事業費補助金交付要綱第23の3の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、承認を受けたく申請します。

記

- 1 処分の理由
 - (1) 社会経済情勢の変化等の事情
 - (2) 地域経済の活性化の目的
- 2 処分の対象施設等
 - (1) 施設等の名称、所在、型式、数量
 - (2) 事業主体
 - (3) 事業費・補助金額・補助率
 - (4) 施設等の耐用年数(処分制限期間)、経過年数
 - (5) 現況図面又は写真(添付)
- 3 処分の方法(処分区分)
- 4 取扱いに関する要件の適合について
- 5 納付金額(予定額)